

プロ野球キャンプ観光消費拡大推進事業補助金 対象事業者募集要領

令和2年12月9日

観光推進課

1 目的

県内外からの集客力のある「プロ野球キャンプ」をテーマに、更なる誘客の促進及びキャンプ観戦者の客単価の向上対策、キャンプ観戦者のキャンプシーズン外での再来訪促進等の取組を行うことによって、県内の観光消費額の拡大を図る。

2 募集事業の内容等

(1) 事業実施期間

交付決定の日から令和3年3月12日（金）

(2) 補助額（定額補助）

2,700,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 補助金の交付方法

原則、精算払とする。

ただし、自治体以外の団体が事業を執行する場合で、かつ自己資金だけでは執行が困難であるなど、概算払によらなければ円滑に事業執行ができないと認められる場合には、概算払を行うものとする。

(4) 対象となる経費

プロ野球キャンプシーズン等における観光消費額の拡大促進に資する取組（キャンプ観戦者のシーズン外での再来訪対策を含む）に係る経費

費目：報償費、委託料、需用費、役務費、使用料及び賃借料

3 応募要件等

<応募対象団体>

- ・ 県内市町村（以下「自治体」という。）
- ・ プロ野球キャンプ開催地に属する観光関連団体（法人格を有しない任意団体を含む。）
- ・ プロ野球キャンプ開催地に属する民間事業者

<応募要件>

応募しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとし、すべてに該当すること。

ただし、自治体に関しては、(3)～(12)の要件は除く。

- (1) 補助金支給のための審査・検査に協力すること。
- (2) 採択後、交付申請前に、県との企画検討会議を開催すること。
- (3) 補助事業を的確に遂行できるに足る能力を有するものであること。
- (4) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。

- (6) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員 (同法第 2 条第 6 に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。) の統制下にある法人でないこと。
- (7) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていない事業主であること。
- (8) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと
- (9) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (10) 県税に未納がない者。
- (11) 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等 (宮崎県内に居住している者に限る。) の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

4 スケジュール (予定)

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 公告 | 令和 2 年 12 月 9 日 (水) |
| (2) 質問書受付期限 | 令和 2 年 12 月 16 日 (水) 午後 3 時まで |
| (3) 提案書等提出期限 | 令和 2 年 12 月 25 日 (金) 午後 3 時まで |
| (4) 審査結果通知 | 令和 3 年 1 月 5 日 (火) |
| (5) 交付申請 | 令和 3 年 1 月上旬～1 月中旬 |

5 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問書の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書 (様式第 7 号) を提出すること。

- ① 提出方法は、本要領 7 の担当課へ F A X 又は電子メールにて行うこと。
- ② 件名は、「プロ野球キャンプ観光消費拡大推進事業に係る質問」とする。

イ 受付期限

令和 2 年 12 月 16 日 (水) 午後 3 時まで (必着)

(2) 回答

原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して 3 日以内 (土曜日及び日曜日を除く。) に回答するものとする。

6 企画提案書等の作成及び提出書類

(1) 提出書類

下記書類を1セットにして、3部（正本1部、副本2部）を提出することとし、副本については押印不要とする。

なお、自治体が応募する場合には、ア～ウを1セットとする。

- ア 提案申込書（様式第1号）
- イ 企画提案書（様式第2号）
- ウ 経費内訳書（様式第3号）
- エ 会社概要（様式第4号）
- オ 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書（様式第5号）
- カ 県税に未納がないことの証明
- キ 特別徴収誓約書（様式第6号）
- ク 決算書（直近三期分）

(2) 提案書の提出方法

- ア 提出場所 本要領7の場所
- イ 提出期限 令和2年12月25日（金）午後3時まで（必着）
- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。
郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること

7 企画提案書提出先（問合せ先）

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課（担当：増田）

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電話 0985-26-7103

FAX 0985-26-7327

メール masuda-takumi@pref.miyazaki.lg.jp

8 補助対象事業者等の選定方法

提出された企画提案書をもとに、必要に応じて県職員等で構成する審査委員会を設置し、書面審査にて補助対象事業者を選定する。ただし、ヒアリング聴取を行う場合がある。

審査結果については、すべての提案者に対し、書面により通知する。審査内容については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 本要領に掲げる応募要件等を満たさない者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (5) 企画提案書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (6) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反した者

10 補助金についての留意事項

- (1) 企画提案し、選定された事業の内容・規模等については、双方で確認の上、変更を命じる場合がある。
- (2) 補助金の交付申請については、別途手続きを行うこと。
- (3) 事業完了の日から起算して 15 日を経過した日までに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出すること。

11 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 事業内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。
- (4) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県日規則第 2 号）による。